

べんごだんせいめい ばん 弁護団声明（わかりやすい版）

ことし がつ にち くに ゆうせいほごほう きろく ほぞん しら
今年の9月6日、国は、優生保護法の記録がどのくらい保存されているかを調べ
けっか はっぴょう ひがい う ひと なまえ
た結果を発表しました。それによると、被害を受けた人の名前がわかるのは30
33人だけで、詳しい記録がなくて名前わからない人は2万人以上いることがわ
かりました。

きろく ひと くに なんじゅうねん ほう
記録がない人がこんなにたくさんいるのは、国が何十年も放っておいたからで
す。

ひがい かいふく し しく つく きろく ひと
これから被害を回復させるための仕組みを作るときには、記録がない人もきちん
と救わなければなりません。

ひがい かいふく し しく つく くに しっかり かんが
そこで、被害を回復させるための仕組みを作るときに、国にしっかり考えてほ
しいことがあります。

1 すべての人の被害が完全に回復されなくてはならない

しきゅう と だ ほうりつ かた しゅじゅつ ひと ほうりつ き
子宮を取り出すなど法律にないやり方で手術された人や、法律の決めたルー
ルを守らずに手術された人の被害も回復されなくてははいけません。それはあた
り前のことです。

しゅじゅつ きろく ひがい かいふく
そして、手術の記録がなくても、被害の回復がされるべきです。そのために
は、どんな被害があったのか、しっかり調べてください。もしかしたら、わたし
ちがおもってもみないようなやり方で被害を受けた人がいるかもしれませぬ。被害
を受けたのに回復されない人がないようにしてください。

被害を受けた人が死んでいるときは、その人の家族が救われなければならない
かもしれません。被害を受けた人や、その周りの人の意見もきちんと聞いて決め
てください。

2 仕組み作りの「決め方」が正しくなくてはならない

被害の回復がされる人を誰が決めるのか、どうやって決めるのか、という仕組
み作りは、とっても難しいことなので、これからみんなでたくさん話し合わな
くてはいけません。

少なくとも、決める人が国のいいなりになる人ではいけません。被害を受けた
人の気持ちを考えて、正しい判断ができる人に決めてもらうべきです。

また、記録がなくても、被害を回復されるべき人はしっかりと回復されるよう
な仕組みでなくてはなりません。そして、その仕組みの中で認められなかった人
も、「自分の被害も回復すべきだ」と文句を言えるようにするべきです。

被害の回復がされる人を誰が決めるのか、どうやって決めるのか、という仕組
みを考えるときには、年金記録の確認の方法を真似してもいいかもしれません。

3 被害者に仕組みを知らせる方法について

優生保護法の被害は、なかなか自分からは言い出せません。被害の回復の仕組
みができたよ、と新聞やテレビでお知らせするだけでは、「被害にあいました、
回復してください」と言うのはきっと難しいことです。仕組みを作っても誰の
被害も回復されない、ということになってしまうでしょう。

しっかりと被害の回復をするために、記録がある人には、お知らせの手紙を出

すべきです。

また、記録のない被害者が2万人以上いるので、この人たちにもなんとかして知らせる必要があります。でも、被害を受けたということを他の人に知られたくない人もいるかもしれません。そういう人の気持ちも考えなくてははいけません。

ひとつの方法として、被害を受けたと決まったわけではないけど被害を受けたかもしれないという人にも、お知らせの手紙を出したらいいかもしれません。

「年齢が何歳から何歳までの人で障害がある人」とか、「同じ施設にいた人が手術されていた人」とかは、被害を受けたかもしれない人です。こういう人たちにもお知らせをしたらどうでしょうか。

年金記録のお知らせや、アスベスト被害のときにも、たくさんの人にお知らせを出しました。それと同じようにしたらいいかもしれません。

優生保護法の被害を受けた人の被害を回復するためには、被害を受けた人ひとりひとりに、「被害を回復する仕組みを作ったよ」とお知らせする手紙を出すことがどうしても必要です。どうやってお知らせするのがいいかは、被害者やその周りの人の話をしっかり聞いて、決めてください。

2018年9月28日

全国優生保護法被害弁護団

共同代表 新里宏二

同 西村武彦